

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正の概要について

地方税法第314条の7第1項では市町村の寄附金税額控除について規定しており、第4号では指定をする特定非営利活動法人を市町村の条例に定めることとしています。

この度、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（令和2年厚木市条例第19号）に規定する特定非営利活動法人から寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れることができる期間の更新の申出があったことから、所要の手続きをするものです。

1 条例改正の内容

(1) 特定非営利活動法人の更新

新			旧		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	厚木市市税条例第13条の2第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	厚木市市税条例第13条の2第2項の期間
特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木	厚木市中町3丁目18番5号	令和7年7月1日から令和12年6月30日まで	特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木	厚木市中町3丁目18番5号	令和2年1月1日から令和7年6月30日まで

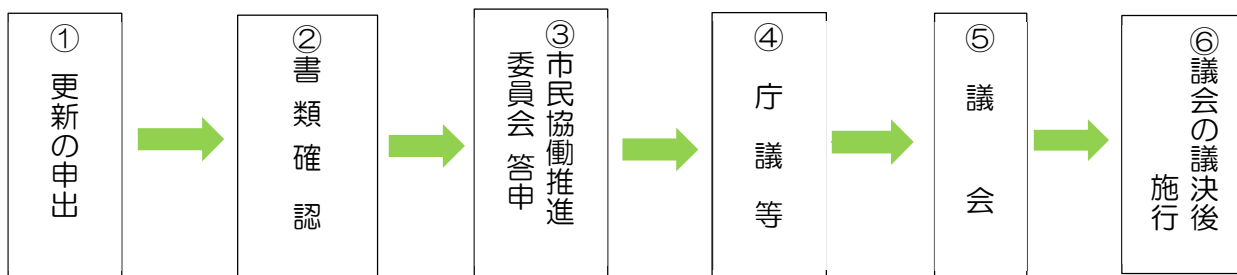
※法人の概要については、【資料2】を参照

(2) 更新の基準について【資料3】

「厚木市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の更新指定をするための基準及び手続要綱（以下「手続要綱」という。）の規定に適合するため、更新手続きをするものです。

併せて、厚木市市民協働推進委員会から答申を受理しています。

(3) 更新手続きの流れ



(4) 市民参加手続きについて

厚木市市民参加条例第6条第7項第4号の規定（事務又は事業の性質上、市民参加の手続きを実施する必要のないもの）に該当するため、市民参加手を省略します。

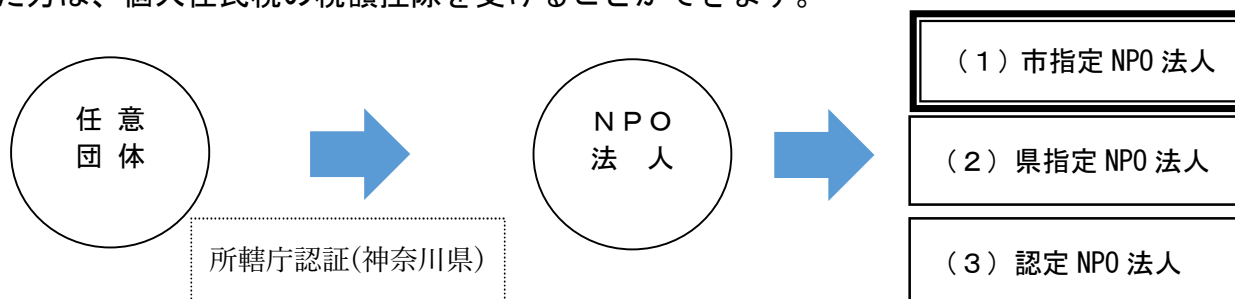
(5) 条例の施行日

令和7年7月1日

2 特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。) 制度について

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を始めとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としています。

平成 23 年 6 月の地方税法の改正により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる NPO 法人として、県又は、各市町村の条例で個別に指定された団体に対して寄附をした方は、個人住民税の税額控除を受けることができます。



(1) 市指定 NPO 法人

ア 市民税の控除（地方税法第 314 条の 7）

（ア）不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの

（イ）特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するもの

イ 市が指定（県指定を受けていること）

(2) 県指定 NPO 法人

ア 県民税の控除（地方税法第 37 条の 2）

（ア）不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

（イ）特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

イ 県が指定

(3) 認定 NPO 法人

ア 所得税の控除（地方税法第 37 条）

（ア）実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿

（イ）認定の基準に適合する旨を説明する書類及び[欠格事由](#)に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 県（政令市）が認定

3 指定 NPO 法人となることのメリット

(1) 個人の寄附者のメリット

ア 市指定 NPO 法人に寄附をした寄附者の個人市民税について、寄附金税額控除が適用されます。

$$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 6 \%$$

イ 県指定 NPO 法人に寄附をした場合は、寄附者の個人県民税について、寄附金税額控除が適用されます。

$$(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 4 \%$$

※ 総所得金額等の 30% を限度

※ 県と市のどちらからも指定されている場合は 10%

【指定 NPO 法人寄附金控除額の計算例】 年収 300 万円の方が 1 万円寄附した場合

寄附金額の合計額は所得金額の 30%、

○ 市民税 (10,000 円-2,000 円) × 6% 480 円・・・①

○ 県民税 (10,000 円-2,000 円) × 4% 320 円・・・②

合 計 800 円 (控除額)

(2) NPO 法人のメリット

指定 NPO 法人になることで、NPO 法人に対する寄附が促進され、より充実した活動の実施が見込まれます。

【参考】

市内 NPO 法人数 (県内 NPO 法人数)

R7. 2. 末現在

法 人	内 容	対象先	法人数
神奈川県 of NPO 法人 (認証)	法人の設立	神奈川県が認証	86 (1,426)
神奈川県の指定 NPO 法人	県民税控除 の指定	神奈川県が指定	2 (65)
厚木市の指定 NPO	市民税控除 の指定	厚木市が指定	1 (1)
神奈川県の認定 NPO	所得税控除の指定	神奈川県が認定	3 (47)

更新申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン厚木
代表者の氏名	代表理事 小川 秀代
主たる事務所の所在地	神奈川県厚木市中町 3 丁目 1 8 番 5 号
定款に記載されている目的	この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県厚木市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。
活動分野	1 環境の保全を図る活動 2 人権の擁護または平和の推進を図る活動 3 国際協力の活動 4 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡助言又は援助の活動
事業の概要	1 資源のリユース・リサイクルを推進する事業 2 アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 3 その他、第 3 条の目的達成に必要な事業
寄付金控除対象期間 (神奈川県)	令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで
寄付金控除対象期間 (厚木市)	令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

【特定非営利活動法人 WE 2 1 ジャパン厚木】

要綱第 4 条	要件	判定
1 号	(1) 神奈川県内で活動し、かつ、事務所を有する特定非営利活動法人であること。	適合
2 号	次のいずれにも該当すること。	
	(2) ア 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められているもの。	適合
	イ (ア) a 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するものであること。	適合
	b 事業が厚木市の地域課題の解決に資するものであること。	適合
	(イ) a 定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。	適合
	b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。	適合
3 号	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。	
	(3) ア (ア) 役員及びその親族等の割合がそれぞれ 3 分の 1 以下であること。	適合
	(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等の割合がそれぞれ 3 分の 1 以下であること。	適合
	イ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。	適合
	ウ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。	適合
4 号	事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。	
	(4) ア (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと。	適合
	(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと。	適合
	(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと。	適合
	(エ) 公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。	適合
	イ 役員等に対し特別の利益を与えないこと	適合
5 号	書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び神奈川県内の事務所において閲覧させること。	
	(5) ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等	適合
	イ 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書	適合

	類	
	ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	適合
6号	正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。	
	(6) ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	適合
	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等	適合
7号	各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。	適合
8号	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと。	適合
9号	申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。	適合

要綱第 5 条	要件	判定
	役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと	
	(1) ア 指定の取消しがあつた日以前 1 年以内に理事であつた者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	適合
	イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	適合
1号	ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに係る罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	適合
	エ 暴力団員等	適合
2号	(2) 指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	適合
3号	(3) 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの	適合
4号	(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの	適合
5号	(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの	適合
	次のいずれかに該当するもの	
6号	(6) ア 厚木市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団	適合
	イ 厚木市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等	適合